

江戸崎地方衛生土木組合第5期分別収集計画

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律)

平成 19 年 6 月

江戸崎地方衛生土木組合

(稲敷市 ・ 美浦村)

江戸崎地方衛生土木組合第 5 期分別収集計画

目 次

1.	計画策定の意義	1
2.	基本的方向	1
3.	計画期間	1
4.	対象品目	1
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第 8 条第 2 項第 1 号)	1
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 2 号)	2
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 (法第 8 条第 2 項第 3 号)	2
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容 器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第 8 条第 2 項第 4 号)	3
9.	各年度において得られる分別収集適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号)	4
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)	5
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第 8 条第 2 項第 7 号)	6

江戸崎地方衛生土木組合第5期分別収集計画

平成19年6月 日

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難で厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の3Rの（リデュース、推進最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業所・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。本計画の推進により、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化図られるとともに、廃棄物循環型社会の形式を図るものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・組合を構成する稲敷市・美浦村が協力し、ごみ減量化につとめ、リサイクルを促進する。
- ・収集、運搬及び中間処理は組合で行う。

3. 計画期間

本計画の計画期間は平成20年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

計 画 期 間 平 成 2 0 年 度 ～ 平 成 2 4 年 度

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトルを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
江戸崎地方衛生土木組合		5,869 t	6,032 t	6,189 t	6,337 t	6,502 t
内 訳	稲敷市	3,863 t	3,959 t	4,034 t	4,108 t	4,198 t
	美浦村	2,006 t	2,073 t	2,155 t	2,229 t	2,304 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のための方策は下記のとおりである。今後は、容器包装廃棄物の抑制や分別収集のため、住民協力が得られるようにこの方策を継続する。

ごみ減量等推進審議会

- ・ 管理者の諮問に応じ、ごみ有料化に関する事項の調査審議をする。
- ・ 管理者の諮問に応じ、ごみ収集分別に関する事項の調査審議をする。
- ・ ごみ減量化対策に関する事項について関係行政機関に建議する。
- ・ その他管理者がごみ減量に必要と認める事項に関すること。

資源物集団回収事業補助金制度

組合の関係市村（稲敷市、美浦村）の登録した住民団体等が実施する集団回収事業。対象品目は、古紙（新聞・雑誌・ダンボール）・空ビン類並び空カン類及び布類。補助金の額は、回収した資源物1キログラム当たり5円。

子供会代表者会議

資源物集団回収事業への参加の呼び掛け。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、組合が有する、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		金属類
主としてガラス製の容器 包装	無色ガラス製容器	ガラス類
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって 飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		PETボトル

8.各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル

法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
主としてスチール製の容器	238 t		238 t		239 t		239 t		239 t	
主としてアルミ製の容器	52 t		52 t		52 t		52 t		53 t	
無色のガラス製容器	179 t		180 t		180 t		181 t		181 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 179 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 180 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 180 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 181 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 181 t
茶色のガラス製容器	242 t		242 t		243 t		243 t		243 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 242 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 242 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 243 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 243 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 243 t
その他のガラス製容器	62 t		62 t		62 t		63 t		63 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 62 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 62 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 62 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 63 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 63 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	58 t		58 t		58 t		58 t		59 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 58 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 58 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 58 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 58 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 59 t

9.各年度において得られる分別収集適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

容器包装リサイクル法第2第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み =
直近年度の分別基準適合物の収集実績 × 人口変動率

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
73,695人 (対前年度比)	73,857人 (対前年度比)	74,005人 (対前年度比)	74,144人 (対前年度比)	74,270人 (対前年度比)
0.24%	0.22%	0.20%	0.19%	0.17%

10.分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	金属類	委託業者による指定 日回収	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ガラス類	委託業者による指定 日回収	委託業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による店頭・公共施設等の拠点回収	委託業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・ガラスびんについては、不燃物処理資源化施設において選別、粗大ごみ圧縮施設にて圧縮を行い、屋内、屋外のストック・ヤードにて保管を行っている。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様(形状、形式、能力、数量等)
排 出	集積場所	共通集積場所
		専用集積場所設置
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
		専用車両利用
選別・保管	不燃物処理資源化施設	
	粗大ごみ処理施設(圧縮)	
	屋内ストックヤード	
	屋外ストックヤード	

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	金属類	指定袋	2 t 天蓋車	不燃物処理資源化施設(選別、保管施設) 粗大ごみ処理(圧縮)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ガラス類	指定袋	2 t 天蓋車	施設屋内ストックヤード 缶類は、選別後、種類別保管 野外ストックヤード カレットは、選別後、色別保管
茶色のガラス製容器				
その他ガラス製容器				

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第 8 条第 2 項第 7 号）

自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、補助金や実施に関する説明会などの支援を行う。